

八幡平市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施した結果について、同条第9項の規定により公表する。

令和8年3月25日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 岩根 修象

記

第1 監査対象補助金等

- ① 田頭コミュニティセンター指定管理
- ② 大更コミュニティセンター指定管理
- ③ 企業立地促進事業費補助金
- ④ 八幡平市観光振興対策事業補助金
- ⑤ 八幡平市観光イベント実行委員会事業費補助金

第2 監査日程、場所及び団体名

日 時	対象補助金等名称	監査区分	団体名 (担当課名)	監査会場
2月5日(木) 10:00~12:00	①	指定管理団体	八幡平市田頭地域振興協議会 (まちづくり推進課)	団体事務所
2月5日(木) 13:30~16:00	②	指定管理団体	活気あふれる大更を創る会 (まちづくり推進課)	団体事務所
2月6日(金) 10:00~12:00	③	財政援助団体	株式会社エフアンドディ (商工観光課)	団体事務所
2月6日(金) 13:30~16:30	④、⑤	財政援助団体	(一社)八幡平市観光協会 (商工観光課)	団体事務所

第3 監査執行者

監査委員 村山 巧
監査委員 岩根 修象

第4 監査方法等

(1) 監査対象の選定

令和6年度において財政的援助等を与えている団体のうちから、監査委員合議により選定。

(2) 監査資料及び監査方法

財政援助団体等の監査の実施に当たっては、被監査団体から経営体制、事業の経営成績及び財政状態、歳入歳出決算及び現有財産の状況並びに補助金に関する書類等、監査の実施に必要な書類の提出を求め、必要に応じて市の担当職員から説明聴取し、監査調書等についての審査を実施するとともに、該当団体の責任者等から補助事業の実施状況、収支予算の執行状況及び補助効果等について説明を求めたほか、提示された会計経理にかかる諸帳簿、証書類及び収支計算書の照合確認による実地監査を行った。

なお、監査に当たっては次の点を主眼とし、八幡平市監査基準に準拠して実施した。

財政援助に係る監査事項

- ① 補助金の交付手続きに関すること。
 - ア 交付決定は、法令等の趣旨に基づき適正に行われているか。
 - イ 交付条件及び契約内容は適正か。
 - ウ 交付方法及び交付時期は適正か。
- ② 財政援助団体の事務事業の執行に関すること。
 - ア 目的に沿って事務事業が適正に実施され、十分効果が上げられているか。
 - イ 会計処理の内容は適正か。
 - ウ 事業報告書及び収支決算書は適正か。

公の施設の指定管理に係る監査事項

- ① 指定管理者の指定の手続きに関すること。
 - ア 指定管理者の指定は、法令等の根拠に基づき、適正・公正に行われているか。
 - イ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
 - ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- ② 指定管理者の事務事業の執行に関すること。
 - ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - イ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。また、他事業との会計区分は明確になっているか。
 - ウ 事業報告書は適正に作成されているか。
 - エ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されているか。

第5 監査の結果

監査の結果、各団体の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

(1) 八幡平市田頭地域振興協議会

① 八幡平市立田頭コミュニティセンター指定管理業務について

ア 指定管理料入金処理に係る預金通帳と会計帳簿の不整合について【注意事項】

指定管理料の入金処理について、指定管理事業特別会計の預金通帳と会計帳簿を突合したところ、通帳では令和6年4月10日に市からの指定管理料 5,177,100円(4月分)が入金となっているが、会計帳簿には令和6年4月1日の収入として記載されている。この理由について、同協議会からは、特別会計には前年度繰越金等の残余金がなく、当該指定管理料の収入を令和6年4月10日の収入とした場合、新年度が始まる令和6年4月1日から発生する経費が当該通帳の口座から引落されると、通帳の残高がマイナスに

なってしまうため、便宜上、令和6年4月1日の収入として記載処理したとの説明があった。しかしながら、これは、当年度会計の収支の実態を適切に反映した会計処理とは言えない。今後においては、市からの最初の指定管理料の入金がある日までの短期間の支払いに充てる資金として、前もって、他会計から一時的に借用を行うなどの対応策等を講じられたい。

イ 職員給与科目について【意見又は留意事項】

令和6年4月1日に市と当該協議会が締結した「八幡平市田頭コミュニティセンターの管理に関する年度協定書」の別表に、「指定管理料の内訳」として、人件費があり、その中に「職員給与」と記載されている。しかし、同協議会の令和6年度の収支決算書及び会計帳簿を見ると、センター長は「職員給与」となっているが、その他の職員は「職員給料」として処理されている。同協定書の人件費の内訳には「職員給料」という記載がないので、整合性を図る必要がある。今後においては、市の担当課であるまちづくり推進課と協議・相談して適切に対応されたい。

(2) 活気あふれる大更を創る会

① 八幡平市立大更コミュニティセンター指定管理業務について

ア リース契約車両について【意見又は留意事項】

令和6年度の指定管理料について、当該指定管理事業の中で同会が日常的に使用している車両のリース料の請求先が大更コミュニティセンター長個人となっており、一方のリース料の支払いは同会となっていたため、その理由を確認したところ、次のような説明があった。『当会は権利能力なき社団法人』の位置付けとなっていることから、自動車販売店と直接リース契約を締結することができないので、当会のセンター長が個人名義で自動車販売店とリース契約した車両を当会と同センター長個人との間で自動車賃貸借契約を締結し、当会が同センター長からこの車両を借用する形にしているため、当会はこの車両のリース料を同センター長に支払っているものである。また、当会が使用することについては、リース元である自動車販売店も承知済みであり、この方法以外に他に方法がないため、やむを得ないと考えている。』とのことであった。このことについて、同席した担当課の「まちづくり推進課」は、同会と同様に「やむを得ないものと考えている」という見解であった。しかしながら、同会は、この方法以外に、別途、同センター長の別の自家用車や職員個人の自家用車を借り上げる形にして、月ごとにこれに見合う「借り上げ料」を支払っているため、この方法がより現実的かつ効率的であると思慮される。当該リース契約の問題点は、両者の間で自動車賃貸借契約を締結しているとはいえ、「車両登録上の使用者と実際の使用者が異なること」であり、重大な事故等が発生した場合、当事者間でのトラブルに発展する可能性がある。指定管理の中での業務とはいえ、市所有の公的施設において、このような「リース契約車両の又貸し」は、たとえ違法・不正でないにしても、その本質において、正当性が確保される形にすべきであると思慮される。今後においては、担当課の「まちづくり推進課」と協議・相談を行い、適切に対応されたい。

(3) 一般社団法人八幡平市観光協会

① 八幡平市観光振興対策事業補助金について

ア 八幡平市観光協会会報の配達手数料について【意見又は留意事項】

令和6年度八幡平市観光振興対策事業補助金について、当協会では、協会の活動など

を中心とした情報誌「会報八幡平」を年4回、主に会員を対象に発行しているが、この配達に要した経費 52,976 円のうち 48,333 円を当該補助金(観光情報等収集宣伝業務の通信運搬費)から支出している。このことについて、同協会からは、公的機関など特定の団体等に会報を配達するための費用であるとの説明があったが、配達先の中には当協会の会員も含まれている。八幡平市観光振興対策事業補助金交付要綱には、「八幡平市の観光振興を図るため、当協会が行う八幡平市観光振興事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する」との趣旨が記載されている。このように、当該補助金は、「当市の観光振興を図るための事業に要する経費」として支出されるべきものであり、公共機関等の団体などへの配達料についてはこの範疇に入ると思われるが、当協会の会員に対する配達料については、自己資金を充てるのが妥当と考えられる。今後においては、担当課の商工観光課と協議・相談して、補助金の適切な執行に努められたい。

② 八幡平市観光イベント実行委員会事業費補助金について

ア 預金通帳への補記について【意見又は留意事項】

令和6年度八幡平市観光イベント実行委員会事業費補助金について、預金通帳を確認したところ、金融機関で自動的に記帳されている箇所以外の出金及び入金事由について、預金通帳に手書きによる記帳のない箇所が2か所確認された。出金及び入金事由が分からないため、その都度、帳簿等と照合してその内容を確認しなければならず、事務的に不効率であり、また、記帳内容等を「見える化」することにより、日頃の資金管理業務においても合理的であると思われる。今後においては、金融機関による自動記帳がされていない箇所については、手書きによる記帳を励行されたい。

イ 補助金で購入した切手の管理について【意見又は留意事項】

令和6年度八幡平市観光イベント実行委員会事業費補助金について、当該補助金により購入した切手の管理状況を調べたところ、必要な都度、必要な分を購入して使用しているため、受払簿による切手の管理は行っていないとの説明があった。しかし、切手は金券の一種であり、不正事案発生の未然防止の観点からもその取扱いには十分注意する必要がある。今後においては、切手受払簿を作成して適正な管理を行なわれたい。また、受払簿には担当者欄や決裁欄を設けて、切手の購入状況や切手が何時、どのような目的で使用されているかなどを、事務局長等が定期的に確認できるようにして、常日頃から切手を適切に管理するように努められたい。

ウ 代決専決規程に反する決裁処理について【指摘事項】

令和6年度八幡平市観光イベント実行委員会事業費補助金について、税込の契約金額が4,000,000円となっている「八幡平ふるさと花火まつり花火打上業務」の委託契約締結伺いを確認したところ、本来であれば、会長決裁であるべきものが、事務局長決裁で処理されている。同協会の「代決専決規程」の第4条第7号には、事務局長が専決できる事項が記載されており、そこには、「予算に計上してある1件300万円未満の契約の締結に関する事」と規定されている。よって、これは明らかに不適切である。今後においては、「代決専決規程」に基づいて適切に決裁処理を行うとともに、決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、契約事務を適正に執行されたい。